

## 訪問看護重要事項説明書

### 1. 事業所の概要

事業所の種類	指定訪問看護事業所
事業所名	訪問看護・リハビリステーション AI-R 訪問看護・リハビリステーション AI-R 中川
所在地・連絡先	(住所) 名古屋市港区当知3丁目3504 名古屋市中川区新家1丁目1614 コーポ村上501号室 (電話) 052-389-5172 (FAX) 052-389-5173
事業所番号	23611900099
代表者氏名	代表取締役 中山 直輝
管理者氏名	吉戸 千景

### 2. 事業所の職員体制

管理者	1名
看護職員	常勤：7名、非常勤：6名
理学療法士	8名（非常勤）

### 3. 営業地域

事業の実施地域	港区・中川区・南区・熱田区 中村区・大治町・あま市・蟹江町
---------	----------------------------------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

### 4. 営業日

営業日	平日
営業時間	8：30～17：30
休日	土日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日） ※必要に応じて対応可

※24時間連絡体制を実施していますので、その他時間外については下記に連絡をお願い致します。

**連絡先：052-389-5172（携帯へ転送されます）090-8075-5171**

**看護師直通：090-1722-5170**

## 5 サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。

※ご利用される場合は、主治医より訪問看護ステーションに提供される「訪問看護指示書（300点）」が必要となります。（該当保険の自己負担割合分）

## 6. 費用

### (1) 介護保険給付対象サービス

介護保険適用の場合は、原則として1割・2割・3割が利用者の負担に、医療保険適用の場合は保険自己負担割合分となります。（別紙「料金表」参照）

※利用料金の徴収につきましては月末締めとなり、翌月10日前後に請求書を発行致します。

支払方法は振替または現金での徴収となります。振替は翌々月となります。

### (2) キャンセル料

ご利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用予定時間1時間前までにご連絡いただいた場合	無料
利用予定時間直前までにご連絡いただいた場合	50%
利用予定時間までにご連絡なく中止した場合	100%

## 7. 秘密の保持

サービス計画を作成する中で知り得た利用者や家族の情報は、了承なしに他人に漏らすことはありませんが、サービスが適切かつ円滑に提供されるよう、情報を提供することがあります。

※医療サービスの位置づけが必要な場合において、主治医ないし歯科医師等に対して意見をもとめることができるものとします。また、この意見を求めた主治医ないし歯科医師等に対してサービス計画を交付します。

## 8. 事故が発生した場合の対応

サービスの提供時に、事故が発生した場合には、速やかに家族および市町村に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

## 9. 緊急時等における対処方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合、速やかに主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をします。

緊急時の連絡・相談につきましては看護師が対応しますが、状況に応じて看護師以外の職員（理学療法士 等）が対応にあたる場合がございます。看護師以外が対応した場合にも、速やかに看護師に連絡し、指示を受ける体制を整えてあります。

## 10. 虐待防止のための措置

利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束についても緊急等やむを得ない場合を除き原則として行いません。利用者の尊厳確保・人格尊重に対する配慮を常に心掛けてサービスを提供し、また、虐待防止のために必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れのある場合には直ちに防止策を講じ、市区町村へ報告します。当事業所は虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。

### 11. 損害賠償について

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合は、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減免又は減じる場合があります。

### 12. 災害発生時の対応

災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

### 13. ハラスメントへの対応

適切な訪問看護を提供するため、看護職員等に対するハラスメント行為（性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、必要かつ相当な範囲を超えたもの及びその家族等からの要求等について、その内容が著しく妥当性を欠き、又その要求が通念不相当なものであって、当該対応手段等において、看護職員等の就業環境が害されるものをいう）を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

### 14. サービス内容に関する苦情等相談窓口

#### (1) 当事業所相談窓口

窓口責任者	中山 直輝	052-389-5172
管理者	吉戸 千景	

#### (2) 当事業所以外

名古屋市健康福祉局介護指導課	052-972-2592
国民健康保険団体連合会	052-971-4165
市役所 介護保険課 指導係	052-972-3087
港区役所	052-654-9709
中川区役所	052-363-4165
南区役所	052-823-9415
熱田区役所	052-683-9914

附則 この重要事項説明書は、令和3年9月1日より適用されます。  
この重要事項説明書は、令和6年6月1日より適用されます。